



委託契約書の締結権限者について

質 問

- ①相談者:排出事業者(大規模物流業)
- ②相談案件:委託契約書の締結権限者
- ③相談内容:全国に営業所がある物流運送会社にて産廃処理の委託契約書を締結する場合に、契約者締結者は当該会社社長か、それとも営業所所長でよいか。

回 答

産業廃棄物の委託契約の契約締結者は物流センター営業所長であっても特に問題とはならない。むしろ現実に日々廃棄物処理に責任を持っている営業所長が産廃委託契約の当事者になる方が適正処理体制を確保できるのではないか。

